

## 平成28年9月議会代表質問

### 1. 地域包括ケアシステムの構築について

我孫子市では、平成21年をピークに総人口の減少が続いていますが、その一方で高齢者人口は増加の一途をたどっています。

高齢化率は28.7%（H28年8月1日現在）と全国平均を上回り、東葛地域の中でも一番高い状況が続いています。

9年後には、団塊の世代が全員75歳以上になります。医療や介護ニーズの爆発的な増大が予想され、体制整備が追い付かないのではないかと心配の声も聞こえてきます。いわゆる「2025年問題」です。

いつまでも住みなれた地域で自分らしい暮らしを安心して続けることができるよう、医療や介護、予防・住まい・生活支援等が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築は最重要課題のひとつです。

#### (1) 高齢化の現状と2025年の予測について

初めに、65歳以上の前期高齢者人口と75歳以上の後期高齢者人口、高齢化率と後期高齢化率をお聞かせください。

次に、高齢者のいる世帯構成ついて、独居世帯数、高齢者のみの世帯数、同居世帯数をお聞かせください。

さらに、地域の状況について、高齢化率が50%を超える「限界集落」の出現について、字別と生活圈域別でお示しください。続けてお尋ねします。

#### (2) 介護認定者のランク別の増加傾向と今後の課題について

第6期介護保険事業計画では、2025年の要介護・要支援の認定者は現在より約3,000人増加すると推計しています。

また、認定率も現在より6.5%高い20.7%と第1号被保険者の実に5人に一人が認定者になると予測しています。

認定者のランク別の増加傾向とそれを踏まえた今後の課題について、お考えをお聞かせください。

#### 再質問

高齢者と一概に言いますが、後期高齢者になると、医療や介護のお世話になることが多くなります。

我孫子市では、問題の2025年より5年も前の2020年（H32）に、前期高齢者と後期高齢者の数が逆転し、後期高齢者の数が多くなると予測されています。2025年を目標にしている体制整備を急がなければならないと思いますが？

それから、もう一点、介護認定者の増加傾向からみると、ご答弁のように、介護予防が重要だと思いますが、介護保険での対応の他に、健康寿命延伸などの施策との連携も今後の重要な

課題だと考えていますが、いかがですか？

※増加数でみた場合、一番増加するのが要介護1で約650人増加、次いで要介護2、要援1と続いている。また、増加率でみた場合、要支援1が増加率61%と最も高く、次いで要介護2、要支援2。

### (3) 2025年の医療・介護の状況予測と対応策について

2025年には、死亡者が現在の約1.5倍になると言われていますが、死亡者数の予測をお聞かせください。

また、現在のように医療機関で最後を迎える人が85%と仮定した場合、死亡者数予測から推計した入院必要数をお示しください。

さらに、現在の入院受け入れ能力をもとに考えた場合、入院できない人、いわゆる“病院で死ねない人”がどのくらい見込まれるのか、お答えください。

また、介護の受け入れ態勢について、今後、特別養護老人ホームを整備した場合でも、どのくらいの待機者が予測されるのか、お聞かせください。

そして、受け入れ態勢の予測を踏まえた今後の対応策をお聞かせください。

#### 再質問

今後、亡くなる方が増えるという事は、医療や介護のニーズも増えるという事だと思います。しかし、財政的な面や従事者の面から、むやみに施設を増やすことはできません。

また、最近では、最後を自宅で迎えたいという人も増えていきますから、在宅中心の地域包括ケアシステムの構築は重要な課題だと思いますが？

### (4) 医療費と介護保険事業保険給付費の現状と2025年の予測

0歳から74歳までの国民健康保険加入者の医療費と75歳以上の後期高齢者の医療費は、2008年から急増し、どちらも2011年には100億円を超えました。

また、介護保険事業の保険給付費も急増し、2011年から2012年にかけては1年間で5億6千万円増加しています。

医療費と介護保険事業保険給付費の現状と2025年の予測をお聞かせください。

#### 再質問

医療費や介護給付費の増加等、財政面から見ても、地域包括ケアシステムの構築は不可欠だと思いますが、いかがですか？

いろいろな視点で現状把握と将来予測をしましたが、2025年の我孫子市の状況は大変厳しいことが分かりました。

また、地域包括ケアシステムの構築が不可欠であることも判明しましたので、その推進についてお尋ねします。

#### (4) 在宅医療・介護連携の推進について

2014年の制度改正で、地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療と在宅介護の連携の推進が挙げられ、市では、第6期介護保険事業計画の重点施策に位置付けています。

そして、在宅医療介護連携推進協議会を設置し、その中に、情報共有システム部会や広報部会、研修部会を設けて推進しています。

3つの部会の取り組みも含めて、協議会のこれまでの取り組みと成果をお示してください。また、今後、取り組まなければならない課題とその検討手法、スケジュールをお示してください。

#### 再質問

今後、取り組まなければならない課題についてのご答弁がありました。ご答弁のほかにも重要な課題がいくつかあると思います。

例えば、在宅医療を担う担い手の負担軽減や担い手を増やすという課題。また、多職種連携のルールづくりという課題。

さらに、在宅医療のバックアップ体制づくりや退院調整なども課題だと思います。これらの課題については、今後、どこでどのように検討していくのでしょうか？

課題の検討に当たっては、地域の事情で、できることとできないことはあると思いますが、先進事例等も参考にしながら検討していただきたいと思います。要望です。

#### (6) 24時間定期巡回随時対応型訪問介護看護事業について

最近、介護離職が社会問題となっていますが、この事業は介護者の負担軽減に繋がると言われています。先日、この事業を利用して、何とか仕事と介護の両立を図っている家庭が、テレビで紹介されていました。

また、この事業は、介護者だけでなく、介護の受け手にもメリットがあります。短時間であっても一日に何回も訪問してもらうことは安心に繋がります。

既に、近隣の柏市、松戸市、流山市、野田市では実施しており、これまで私は早期の実施を要望してきましたが、やっと、今年度事業に位置付けられ喜んでいました。

しかし、事業者を公募したところ応募者がなく、今年度は断念したと伺い愕然としました。応募者がなかった原因について、お考えをお聞かせください。

また、今後、事業者を見つけるための方策をお聞かせください。

#### 再質問1

事業者が見つからない原因についてご答弁いただきましたが、この事業に参入する事業者がそもそも少ないことも第1の原因だと思います。

また、何故、参入する事業者が少ないかといわば、このサービスの事業所は、訪問介護と訪問看護の一体型と連携型がありますが、連携する場合、そもそも24時間体制の訪問看護ステーション自体が少なく、夜間や緊急時以外は、土・日の訪問看護を行っていないところ

も多いと伺いました。

事業者によると、体制の整っている事業所を探して、説得し連携してもらうのは非常に大変であるとのことでした。

行政が訪問介護事業所と訪問看護ステーションのマチィング支援を行うことも必要かと思えますが。

## 再質問 2

それから、事業者の参入が少ない原因として、事業所の立ち上げ当初、利用者の確保が難しいという点も参入を阻む原因と言われています。他市で成果を上げているサービス付き高齢者向け住宅との併設等、ご検討いただきたいと思えますが？

今年の始め、この事業の早期実施を要望してきた方が亡くなりました。事業者を探すことは、遅ければ遅いほど、難しい状況だと言われています。何とか早期に実施できるよう要望しておきます。

## (7) 新しい地域支援事業について

2014年の制度改正により、予防給付のうち訪問介護と通所介護については、自治体が地域の実情に応じた取り組みができる新しい地域支援事業へ2017年までに移行することになりました。

そして、既存の介護事業所による既存のサービスに加え、NPOや民間企業、ボランティア等、地域の多様な主体を活用し高齢者を支援する介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました。国は多様なサービスの類型を示していますが、どれをどのように実施するかは保険者である市の裁量に任されています。

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくための市のお考えをお聞かせください。

また、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者を対象とした一般介護予防事業についてもお考えをお聞かせください。

## 再質問 1

市は、訪問型サービスのうち多様なサービスとして、基準を緩和したサービスAをシルバー人材センターを指定して始めました。

しかし、住民主体の支援であるサービスBや移動支援サービスDは手を付けていません。

現在のサービス供給体制で足りているというのが、その理由ですが、現状は足りていても、2025年に対応できない事は明らかです。

今後、住民が中心となって行う訪問型サービスBやD、通所型サービスB、そして、配食や見守り等、その他の生活支援サービスの役割は大変重要になると考えています。

これらのサービスの立ち上げについて、また、立ち上がる環境をつくる立ち上げ支援について、お考えをお聞かせください。

## (8) 生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取り組み

多様なサービスは、市の責任によるサービスの提供になりますが、手足を持たない市としては、今後、社会資源の基盤整備に全力を尽くさなければなりません。

そのための取組みとして、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置があります。

### ア. 生活支援コーディネーターについて

第1層のコーディネーターは、市全域の生活支援サービス等の地域資源やニーズ把握、資源開発、ネットワークの構築、支援ニーズとサービスのマッチング等、重要な役割を担います。

本来、行政が行うべきこれらの業務は、委託することが可能であることから、市では社会福祉協議会に委託しました。初めから社協に委託した理由、また、どんな業務を委託するのかお聞かせください。

続けて、

### イ. 協議体の設置について

協議体は、高齢者を支え合う地域をつくるために、NPOや民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等、多様な主体が定期的に情報を共有し、連携・協働による取り組みを推進するために設置されます。

松戸市では、サービスを受ける人も含めた

公募市民と提供者32名で、現在、第一層の協議体を設置し、生活支援の需給バランスや総合事業全般について考える場としています。

また、第2層の協議体については、地域には高齢者のみならず福祉に関する協議の機会が多く、すみわけや役割分担が必要になることから、「さわやか福祉財団」の協力を得て勉強会を開催し、その中から、日常生活圏域の第2層の協議体と生活支援コーディネーターを選べるようにしていきたいとしています。

協議体の設置について、市のお考えをお聞かせください。

### 再質問

第1層のコーディネーターについてですが、松戸市では、介護制度改革課の課長が自ら担っています。社協に委託するだけでなく、少なくとも当初は、総合事業を企画する市の職員も第1層のコーディネーターになるべきだと考えますが。

コーディネーターや協議体が、十分機能するようしていただくことを要望して次に移ります。

## (9) 協議体と既存の団体等との関係整理と地域包括ケアシステムの今後の目指すべき方向性

市には既に様々な協議の場があります。一層の協議体は、市民活動団体の連合体である「市民活動ネットワーク」の活動と一部重複すると思います。

また、二層の協議体は、地域コミュニティ活性化のための「地域会議」の活動と一部重複することになると思います。すでに一部の地域会議では、多様な主体が集まり、連携・協働

して高齢者の見守りや居場所づくり、生活支援等、行っているところもあります。

協議体を設置する場合には、既存の団体との住み分け、役割分担、或いは連携・協力・統合等、地域の既存の団体等との関係を整理する必要があるのではないのでしょうか。

また、高齢者福祉も含めた地域課題を解決し、支え合う地域をどのように創っていくのか、まさに広い意味での地域包括ケアシステムについての市のビジョンが問われています。

今後の方向性とそれを実現するための庁内体制について、お考えをお示してください。

## 再質問

今後の地域包括ケアシステムの方向性についてですが、地域には高齢者支援だけでなく、子育て支援や障害者支援など様々な課題があり、また、地域は行政のように縦割り組織ではありませんから、様々な課題に取り組みなければなりません。

今回の総合事業の趣旨は、高齢者支援だけでなく地域の様々な住民に対する支援にも通じる場所があります。

高齢者を中心とした地域包括ケアシステムの構築は、子どもや障害者等、様々な住民を対象とした支え合いの地域づくりの第一歩であり、まさに広い意味での地域包括ケアシステムを目指すものだと私は考えています。

そして、その体制整備には、介護支援課だけでなく、様々な部署との連携・協力が不可欠であり、まさに、縦割り行政からの脱却が問われていると思いますが、再度、今後の方向性と庁内体制についてのお考えを、お聞かせください。

## 2. 子どもの学習支援

2015年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、6人に1人の子供が貧困状態にあるという深刻な状況を受け、貧困の連鎖を断つため、生活困窮者世帯の子どもへの「学習支援事業」が任意事業として位置付けられました。

市では、この事業を今年度当初予算に計上していますが、事業に対する様々な意見を受け再検討が続いていました。現在までの検討結果をお尋ねしたいと思います。

我孫子市の学習支援のビジョン、事業形態、事業内容、対象者、実施場所、実施時間、実施頻度、利用料、事業予算、開始時期、実施体制、教育委員会など他の部署との連携等、事業の概要をお聞かせください。

### 再質問1

先日、これまで学習支援を行ってきたボランティアや保護者、また、新たに学習支援員として参加を希望する方が集まって、この事業についての話し合いが持たれました。

その時、対象者についての意見がありました。学習は小学生からの積み重ねであり、何故、中学生だけが対象なのか？という質問でした。この点について、お答えください。

### 再質問2

ちなみに、これまでの学習支援は小学生も対象でした。対象者については、再検討が必要だと思います。

それから、生徒をどのように集めるのか？本当に来てもらいたい子どもたちに来てもらえるように生徒募集をしっかりしてほしいとのご意見がありましたが、この点についてはいかがですか？

### 再質問3

生徒募集については関係部署と連携して、必要な生徒に情報がしっかり届き、参加してもらえるように努力していただきたいと思います。

それから、学習の頻度についてのご意見もありました。現在、週1回をお考えですが、高校進学を目指した学習支援となると、頻度について検討する必要があると思いますが？

### 再質問4

今回は、学習支援を中心にしていますが、支援法では、「子どもの学習支援」の中に、生活習慣をつけるための支援や居場所づくり、進学に関する支援、中退防止に関する支援等も含まれています。学習支援以外のことについてのお考えをお聞かせください。

### 再質問5

子どもの学習支援事業を立ち上げるには、これまで学習支援を行ってきた団体等の協力は欠かせません。

先日の話し合いでも、的確な意見が出されましたが、その意見を十分に踏まえ、皆さんが納

得できる事業にしていきたいと思います。

また、実施後も、定期的に学習支援員とコーディネーター、そして、行政の関係職員との話し合いの場を設定し、課題解決や事業の質を高めていきたいと思いますが？

### 3. 省エネルギーと自然エネルギーの推進

最近のゲリラ豪雨や巨大台風等により、私たちは温暖化による気候変動の影響を実感するようになりました。

また、先の東日本大震災に伴う福島第一原発事故は、エネルギーのあり方について考えるきっかけとなりました。

エネルギーは、人間が生きていくために不可欠なものです。現在の主要エネルギーである化石燃料には限りがあり、また、それを大量に消費することは地球温暖化を加速することになります。

一方、原子力発電については、それに伴う巨大なリスクが明らかになった今では、より安全・安心なエネルギーを求める声が強まっています。

このような状況の中で、省エネルギーと自然エネルギーの適切な活用の推進は喫緊の課題であると考えています。そこで、初めに

#### (1) 省エネルギー推進のための『市民節電所』の提案です。

最近、「節電と発電には同じ価値がある」、「節電所は発電の転換から生まれる新しいエネルギー」という考え方が広がっています。

省エネに努めると、その分エネルギーが残ることになります。その残ったエネルギーを積み重ねることにより「発電所」を建設したことと同じになるという考え方が「節電所」です。

『福井市民共同節電所』では、商店街の電灯をLED化したことにより節電率88%を達成し、第1号の「節電所」としました。その後も店舗やオフィスの電気のLED化を進め「節電所」を増やしています。

また、愛知県新城市では、市役所が自らの業務に対する省エネを徹底するために、省エネ量を発電量と想定し、市役所が『新城市民節電所第1号』となりました。その後、市民を対象とした省エネコンテストを開催し、節電率15%以上のものに対して「市民節電所」として認定。現在では、市内60カ所に「市民節電所」ができています。

我孫子市では、公共施設はもとより自治会の街路灯のLED化等、積極的に省エネに取り組んできましたが、市民にはそれらの効果がわかりません。

省エネ効果を見える化して、更に省エネを推進するため『市民節電所』の設置を提案いたします。

#### (2) 省エネルギー及び自然エネルギー推進条例の制定の提案

我孫子市では、これまで「あびこエコ・プロジェクト」を策定し省エネに取り組んできました。

また、昨年、市民と市が協働で「自然エネルギーをすすめる我孫子の会」を設立し、「地産・地消の自然エネルギーの活用推進に取り組んでいます。

省エネはもとより、自然エネルギーの活用の推進は人類共通の課題です。しかし、最近では、太陽光発電設備の設置に伴う問題も生じています。

愛知県新城市では、「省エネルギーのまちづくりの推進及び地域固有の資源である再生可

能エネルギーの活用に関し、市、市民、事業者の役割を明らかにするとともに、再生可能エネルギー導入による地域経済の活性化につながる取り組みを推進し、地域が主体となった地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とした「省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例」を制定しています。

そして、その中で「事業者の役割」として、地域の土地が有する資源と環境の役割について十分に配慮が必要であるとしています。

現在、我孫子市では、太陽光発電の設置に関する要綱を検討していますが、新城市のように条例を制定したうえで、その条例に基づいて指導要綱を策定する方が、より適正な実施を誘導できるのではないのでしょうか。

まさに具体的な問題が出てきた今だからこそ、適正な推進を図るための条例が必要だと考えます。

#### 再質問 1

2015年3月議会の岩井議員の条例提案に対して、「他市の条例制定は、具体的な課題や事業に取り組む中で条例化が必要になって制定したものと考えている。今後の取組みの中で必要性やそのあり方を研究する」とのご答弁がありましたが、今まさに、具体的な問題が出てきており、自然エネルギーの適正な推進を図るためには、推進条例の中に適正な設置を誘導できるような項目を設け、それを根拠とした設置要綱を策定する必要が出てきているのではないですか？

#### 再質問 2

太陽光発電に関する条例は、推進を目的とした条例と規制を目的とした条例と2つ創るということですか？また、2つ創る場合、推進条例はいつ作るのですか？

#### 再質問 3

現在では、県内初の市民と市の協働で「自然エネルギーを進める我孫子の会」も設立され、推進体制も整いました。より一層の推進を図るために、また、推進に伴う問題を防ぐために、推進条例の制定が必要です。躊躇する理由があればお聞かせください。

#### 再質問 4

手賀沼課は、自然エネルギーの適正な活用の推進を図る担当課です。パリで開催された先のCOP21を受けた、政府が旗振り役となって、地球温暖化防止国民運動を強化する方針が出され、自治体をはじめ多様な主体が連携し、情報発信、意識改革、行動喚起を進めるという国の取組み方針が出されている中で、手賀沼課はこれまで以上に自然エネルギーの適正な推進に取り組むのが責務ではないですか？その一つが推進条例の制定のほうではないですか？

### (3) 太陽光発電設備の設置に関する指導要綱の策定について

新城市では、推進条例に基づいて、「太陽光発電設備の設置事業に関し必要な基準を定め、その適正な実施を誘導することにより、設置場所及びその周辺の地域における災害防止とともに、良好な自然環境及び生活環境の保全に努め、もって持続可能な地域社会の形成に資することを目的とする」という指導要綱を制定しています。

要綱の中には、太陽光発電事業者の責務、地元自治会等への説明、設置事業の届け出、指導及び助言、法令等に定める義務を遵守しない場合の関係機関（経産大臣）への情報提供、環境保全協定の締結等が書かれています。

より適正な実施を誘導できるよう、条例に基づいた実効性のある指導要綱が必要だと考えます。ご所見をお聞かせください。

#### 再質問 1

今のご答弁からすると、都市部でお考えの条例とは、先に私が提案した自然エネルギーの活用推進条例の中に、適切な設置を誘導できるような根拠条文を入れて、それに基づいて要綱を策定するのではなく、単に規制を目的とする条例をつくるということですか？

#### 再質問 2

現時点で推進条例もない中で、規制のための条例だけを作ったのでは、我孫子市は、自然エネルギーの推進について後退したと取られても仕方ありません。

自然エネルギーのより一層の推進は、今や国を挙げての大きな課題であり、我孫子市も今後一層、推進に取り組んでいかなければなりません。しかし、推進に伴う問題も生じてきた今、どうすれば適正な設置を誘導できるかが問われている訳で、規制ありきではまさに本末転倒です。

条例をつくるのであれば、自然エネルギーの推進と適正な設置の誘導を両立すべきであり、新城市のように、推進条例の中に適正な設置を誘導するために根拠となる条文を入れ、それに基づいて要綱をつくるのが筋だと考えます。

#### 再質問 3

都市部が規制の条例をつくるのであれば、できれば同時、或いは、できるだけ早く推進条例をつくるべきです。規制ありきではこれまで市が進めてきた政策と整合性が取れません。まさに逆向です。これは都市部だけの問題ではなりませんから、庁内で検討していただきたいと思いますが？

### (4) 公害紛争処理制度の活用と事務取扱手順の策定の提案

創エネ施設の建設前であっても、建設後に公害が心配される場合は、公害紛争処理制度が活用でき、市や県の「公害苦情相談窓口」で相談が可能です。争いになった場合は、公害等調整委員会や県の公害審査会等への申請も可能です。案件によっては、公害紛争処理制度の活用も視野に入れておく必要があると思います。

また、新城市では、創エネ施設設置が想定される場合、もしくは判別した場合の事務取扱手順を環境担当部署が作成し、迅速に適切な対応ができるようにしています。事務取扱手順の策定も検討すべきではないでしょうか。

#### 再質問 1

たらいまわしを防ぎ迅速な対応をするためには、事務取扱手順が必要だと思います。是非、事務取扱手順を決めておいていただきたいと思いますが？

最後に要望です。最近の温暖化による影響を考えると、温暖化対策としての省エネや自然エネルギーの適正な活用推進は自治体にとっても待ったなしの課題だと考えます。

先日もテレビで特集していましたが、これ以上温暖化が進行すると、地球が元の状態に戻れなくなってしまい、気温や海水温は上昇し、ゲリラ豪雨や巨大台風が頻発すると言われて

います。省エネや自然エネルギーの活用推進は、今を生きる私たちの未来世代への責任だと思います。市民と共に積極的に取り組んでいただくことを強く要望して質問を終わります。